

○長野県環境基本条例（平成8年3月25日条例第13号）〔抜粋〕

第3章 長野県環境審議会

（設置）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

追加〔平成11年条例45号〕

（組織）

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（任期）

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（会長）

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（特別委員及び専門委員）

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕

（会議）

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（温泉審査部会）

第31条 審議会に、温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第28条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第28条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関係のある特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕

（幹事）

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。
一部改正〔平成11年条例45号〕

(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。
一部改正〔平成11年条例45号〕